

監査委員会

委員長メッセージ

監査委員会委員長
社外取締役

木谷 泰夫



2024年度の監査活動を振り返ると、期初に定めた監査計画に基づき、本部各部、製造拠点、営業拠点、研究技術部門など幅広く100ヵ所以上の往査を実施しました。また、執行役の職務実施状況について、面談を通じて監査を実施しました。日常的には経営会議、執行役会ほか、リスク管理委員会、サステナビリティ委員会、コンプライアンス委員会などの各種委員会にも出席し、ガバナンスの観点でモニタリングしました。特に各種委員会の内部統制機能の実効性を重視し、確認しました。

海外の内部統制機能においては一部改善の必要性を検知し、その改善の方向性を示し、積極的にアドバイスを実施しました。これを機会として、次年度以降においては、グローバルベースでの内部統制機能の確認と必要に応じた改善を促し、その状況をモニタリングしていきます。

また、現場の往査においては在庫保管状況や協力会社との金型保管の契約の適切性において、重点的に確認しました。

2025年度は、昨年と同様の往査工数を果たす監査計画を立て、引き続き国内外の内部統制機能の改善に重点を置き、指導を継続します。また、経営課題としても在庫水準の適正化を強化する方向性を示しており、監査活動を通じて、在庫管理の適切性を指導しながらサポートしていきます。

監査活動の中で発見された、改善点を“糧”として成長していく正しい企業文化が根づくことに、当委員会は貢献したいと考えています。

監査委員会の審議内容

監査委員会における主な審議事項は、監査の方針および監査計画の策定、会計監査人の監査計画の内容に関する評価、会計監査人の選定に関する評価、内部統制システムの整備・運用状況の評価などです。

監査の状況

監査委員会は、監査委員会で決定した監査基準、監査方針、監査計画などに基づき、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役および執行役ならびに使用人などからその職務の執行状況について報告を受けまたは聴取し、取締役および執行役の職務執行を監査しています。各監査委員は取締役会、執行役会のほか、サステナビリティ委員会や、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会および公正取引監察委員会など、内部統制システムを運用する委員会に出席し、モニタリングを行っております。

□□ P.72 執行機関の各委員会

内部統制システム

当社は、リスクマネジメントとコンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、内部統制システムに関する基本的な考え方(内部統制基本方針)を定めています。この基本方針に基づいて、当社グループの内部統制システムを整備・運用するとともに、事業環境の変化に応じて内部統制システムの不断の見直しを行い、経営の健全性や効率性の向上に努めています。

内部統制推進部は、金融商品取引法に基づく内部統制(内部統制報告制度)評価の統括管理を行うとともに

に、会社法に基づく内部統制システムの整備・強化を推進しています。また、監査などを通じて把握された内部統制上の課題について、グループ全体の視点からも、規程や手順、体制などの整備・運用状況を点検し、是正・改善活動を通じて、内部統制の強化を図っています。

内部監査の取り組み

当社は、経営監査部が執行役社長の直属の組織として、監査対象部門から独立した立場で内部監査業務を担当し、執行機関のグループにおける業務遂行状況について、法令や社内規程などに対する準拠性、妥当性、事業活動の有効性、効率性の観点から内部監査を実施しています。

内部監査は、執行機関の各組織別の監査(業務監査)、リスク・業務機能別に組織を横断した監査(テーマ監査)を実施し、その結果に基づき、監査対象部門へ改善の助言や提言を行うとともに、改善対策の実施状況のフォローアップを実施し、改善が完了するまで確認しています。

内部監査の結果は、執行役社長、取締役会および監査委員会へ報告し、全執行役とも情報を共有しています。また、監査委員会と経営監査部および会計監査人は、定期的に会合を行い、監査方針、監査計画、監査結果などの情報・意見交換を図ることで、監査の効率性と実効性の向上に努めています。

海外では、各地区を統括する組織である「総支配人室」の中に「企画・内部統制部」を設置しており、経営監査部と企画・内部統制部は、各地区の事情や特性を踏まえて連携を図っています。